

別記様式第 6 号

飲料用自動販売機設置管理契約書（案）

千葉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が行政財産使用許可を受けて設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し、次のとおり契約を締結する。

（設置場所及び台数）

第 1 条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。設置する自販機は、千葉県君津合同庁舎飲料用自動販売機設置事業者募集要項（以下「要項」という。） 6 設置条件（1）に規定するものとする。

所在地	施設名称	設置場所	設置台数	備考
木更津市貝渕 3-13-14	君津合同庁舎	○階	1 台	

（契約期間）

第 2 条 本契約の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

（納付金）

第 3 条 納付金の額は、円（うち消費税及び地方消費税額円）とする。

（納付金の納入方法等）

第 4 条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに一括して前条に規定する納付金を納入するものとする。

2 甲は、第 1 5 条又は第 1 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、既納の納付金を乙に返還しないものとする。ただし、第 1 6 条第 1 項第 1 号又は同条第 2 項第 1 号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第 5 条 乙は、契約保証金として円をこの契約締結と同時に納入するものとする。ただし、本契約が前年度からの更新契約に該当する場合であって、甲が更新前の契約に基づく契約保証金を本契約の契約保証金として充当するときは、この限りではない。

2 甲は、本契約期間満了後、前項の契約保証金を、乙に返還する。ただし、返還する契約保証金には利子を付さないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本契約を次年度においても更新する場合、甲は、第 1 項の契約保証金を次年度の更新契約における契約保証金として充当するため、乙に返還しないことができる。

4 第 1 項の契約保証金は、第 1 8 条に定める違約金の予定又は一部と解釈しないものとする。

(契約保証金の処分)

第6条 第15条又は第16条第1項若しくは第2項の規定により本契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、第16条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

(設置費用等)

第7条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

2 自販機設置に係る電気料金は乙の負担とする。

(設置費用等の納入方法)

第8条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに自販機設置に係る電気料金を納入するものとする。

(遅延利息)

第9条 乙は、第3条及び第7条の規定による納付金等を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該金額に、この契約の締結日における千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として、甲が発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

(維持管理)

第10条 販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機の維持管理は、乙の責任において適切に行うものとする。

2 乙は、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うものとする。

3 自販機の故障、苦情等については、乙の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記するものとする。

(協力関係)

第11条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(販売品)

第12条 販売品は、要項19 販売品の条件（1）の種類とし缶、瓶、ペットボトルの密閉式の容器に入った清涼飲料水等とし多品種、多品目により構成するよう努めるものとする。

2 販売品構成について、乙は甲の承認を受けなければならない。

(販売価格)

第13条 販売価格について、乙は応募申込書に添付した販売品目一覧表記載の額とすることとし、変更する場合は甲の承認を得なければならない。

(賠償責任)

第14条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は乙の責任において一切解決するものとする。

(催告による解除)

第15条 乙が第3条及び第7条の規定による納付金等の納入義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納期限を3ヶ月以上経過してもなお履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

2 前項に定めるほか、乙が本契約に定める義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をしないで、本契約を解除することができる。

- (1) 行政財産使用許可の全部を取り消されたとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
- (5) 本契約の期限内に債務の全部の履行をする見込みがないとき。
- (6) 本契約の期限内に債務の一部しか履行をする見込みがなく、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
- (7) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があったとき。
- (8) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
- (9) 乙に社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。
- (10) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は乙に対する催告をしないで、本契約の一部を解除することができる。

- (1) 行政財産使用許可の一部を取り消されたとき。
- (2) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 本契約の期限内に債務の一部しか履行をする見込みがないとき。

3 前条又は前各項の規定により契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損

失の補償を甲に請求することはできないものとする。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第17条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除による違約金)

第18条 乙は、第15条又は第16条第1項若しくは第2項の規定により本契約を解除されたときは、第3条の規定による納付金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。ただし、本契約の解除が契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(違約金の納入方法)

第19条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入するものとする。

(必要な報告)

第20条 乙は、各自販機に関し、販売品目ごとの毎月の売上本数及び売上金額を翌月の20日までに甲に対し、書面で報告するものとする。

(原状回復)

第21条 乙は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに自己の責任において自販機の設置場所を原状に回復して、甲に返還するものとする。ただし、甲が、必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(協議事項)

第22条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲・乙が協議して、これを決定するものとする。

(電子契約を採用する場合)

(遡及条項)

第23条 この契約が契約の始期までに締結されない場合において、甲乙双方の協議により当該始期から契約締結時までに行われた行為は、この契約に基づくものとして取り扱う。

(A) 本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

(B) 本契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲・乙が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

[注] (A) は紙の契約書を採用する場合、(B) は電子契約を採用する場合に使用する。

令和 年 月 日

甲 千葉県木更津市貝渕3－13－34
千葉県
千葉県君津地域振興事務所長

乙 住所

氏名（名称）